

県南広域振興局長告示第 70 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 4 月 30 日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600439	J A きたかみふれあいセンター	北上市和賀町藤根 18 地割 39 番 3 号	平成 20 年 4 月 30 日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600801	J A きたかみふれあいセンター	北上市和賀町藤根 18 地割 39 番 3 号	平成 20 年 4 月 30 日